

北九州 SU 英国進出支援プログラム

募集要項

ジェトロ北九州

1. プログラム概要

内閣府が選定する「第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市（グローバル拠点都市）」に選定された、北九州市 SDGs スタートアップエコシステムコンソーシアムは、北九州が強みを持つ「グリーン、ものづくり、ソーシャル AI」分野を中心に、スタートアップによる持続可能な都市づくりを推進しています。

今回、ジェトロ北九州は北九州市および英国・ウェールズのアクセラレータ等と連携して、「グリーン、ものづくり、ソーシャル AI」分野の企業の英国展開を支援する集中型個別支援プログラムを提供します。渡航前の事前プログラムから現地での個別商談、帰国後フォローアップまで、一貫して参加企業の英国展開を支援します。また、本プログラムでは、JETRO が提供する海外展開支援サービス「グローバル・アクセラレーション・ハブ（GAH）」を活用し、英国市場に精通した専門家によるメンタリングや、現地のアクセラレータ・企業・投資家等とのネットワークへの接続を提供します。

これらを通じて、北九州市にゆかりのある企業を対象に、英国市場への展開に向けた仮説検証から実行フェーズまでを一体的に支援し、将来的な現地パートナーとの協業、仮説検証、および事業展開の実現を目指します。

(1) プログラム期間：

採択後～8月（予定）

※現地渡航時期は6月22日週または29日週で、ロンドンおよびウェールズに3～4日間程度滞在予定。

(2) 募集企業数：

2社程度

(3) 対象：

北九州市との関わり（拠点・事業活動・ネットワークなど）を持ち、英国への展開意欲があるスタートアップ・中小企業・起業家

※詳細は「6.応募要件」をご確認ください。

(4) 使用言語：英語

(5) 想定成果：ウェールズおよび英国市場に関する理解の深化、グローバルピッチスキルの向上、個別商談を通じた英国展開にあたっての現地パートナー候補や顧客候補の獲得など

2. 主催・協力

主催：ジェトロ北九州

協力：北九州市、Tramshed Tech、ジェトロロンドン

3. プログラム構成

- 事前プログラム（すべてオンライン）
 - ・ レクチャー（2時間程度）
 - ・ プリーフィング、メンタリング（各社1時間×2回程度）
 - ✓ ジェトロのグローバル・アクセラレーション・ハブ（以下 GAH、無料）を通じて、提携先アクセラレータのメンタ

ーより、事業機会や資金調達等に関するアドバイス、また、ピッチ・プレゼンテーションに関するアドバイス等を提供します。なお、GAH の申込は参加企業で対応いただきます。

※GAH：詳細は[こちら](#)からご覧ください。

- ・ 面談（各社 2~3 回程度）
 - ✓ 事務局が各社の英国展開の現状および展望、現地渡航時の商談先に関するニーズ等をヒアリングし、それらの情報を基に、現地渡航時の個別商談をアレンジします。
- ・ 現地訪問先のアレンジ
 - ✓ GAH のプログラムおよび Tramshed Tech 等の現地パートナーとの連携により希望する現地パートナー候補企業、VC 等投資家、現地政府支援機関、有力アクセラレータ等との個別商談のアレンジを行います。
- 現地滞在プログラム
 - ・ 個別商談（パートナー候補、顧客候補、VC 等）
 - ・ 現地スタートアップ、企業、VC 等とのネットワーキング
- フォローアッププログラム
 - ・ フォローアップ面談
 - ✓ 事務局によるフォローアップ面談を各社 1 時間×1 回、実施します。
 - ・ 帰国後報告会への参加
 - ✓ 帰国後報告会に参加いただき、現地での成果等を北九州エコシステム関係者等にご報告いただきます。

4. 今後のスケジュール（予定）

- 2026 年 4 月中 参加企業採択
- 2026 年 5 月～6 月 事前プログラム
- 2025 年 6 月下旬 現地渡航
- 2026 年 7 月～8 月 フォローアップ面談、帰国後報告会参加

5. 参加費

- ジェトロ負担：プログラム参加費
- 参加企業負担：上記以外全ての費用
（例）渡航費、現地宿泊費、現地交通費、パスポート取得費、海外旅行保険、飲食費、通信費など

6. 応募要件

以下の条件を全て満たす企業

- 英国でのイノベーションや産業連携を促進し得る新規性や競争優位性を有する製品・サービスを持つこと
- 本事業参加に十分な英語力を有すること
- 事業計画に海外展開の計画があり、本事業への参加者が海外展開に係る主たる担当者であること
- ヨーロッパ市場（特に英国市場）への展開意欲があること
- 北九州市との関わり（拠点・事業活動・ネットワークなど）があること
- プログラムの全日程に参加できること。採択後に送付する同意書に合意できること
- ジェトロが事業成果把握のために実施するアンケートにご回答いただけること

- 下記の「9.留意事項」「10.同意事項」の記載内容を確認し、同意いただけること
- 応募時点で有効なパスポートを所持、かつ渡航時にパスポートの残存有効期間が6ヶ月以上あること
- 以下のいずれも満たすこと
 - ①訴訟や法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。
 - ②応募者および所属機関の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと
 - ③反社会的勢力との関係を有しないこと、および反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと
 - ④公序良俗に問題のある事業に係る応募でないこと
 - ⑤公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条に規定する風俗営業等）に係る応募でないこと

7. 応募締切・応募方法

応募締切は、**2026年4月24日（金）12:00**です。期限内にSTEP2までを完了させてください。

<STEP1>

以下のフォームから、必要事項を登録してください。

なお、初めてログインする場合、「お客様登録（無料）」からアカウントをご登録下さい。

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0091367C>

<STEP2>

STEP1登録後にお送りするフォームからファイルをアップロードしてください。

- ・会社紹介資料
- ・製品紹介資料
- ・（株式会社の場合）株主比率が分かる資料

8. 審査

- 審査方法：エントリーフォームおよび必要に応じて面談による審査
- 審査基準：

審査項目	評価の観点	配点
事業性・市場性	顧客ニーズの明確さ、既存の実績、将来の市場拡大・収益性	40点
実現可能性	実証や海外展開の計画の具体性、体制・リソースの充実度	25点
新規性・競争優位性	技術やビジネスモデルの独自性、差別化の明確さ	20点
地域適合性・連携性	北九州・ウェールズの産業や社会課題への貢献度、現地への展開可能性	15点

9. 留意事項

- 本事業は、戦争、情勢不安、天災、感染症、その他特別な事情により、JETROの判断で実施を見合わせる可能性があることを予めご了承ください。なお、本事業を変更・中止したことで発生する参加者及び関係者が本プログラムへの参加のために支出した費用、提供した支援により直接・間接にかかわらず生じた結果に関連して発生する経費・損失及び損害については一切補償しないことをご承知おきください。
- 参加者の自己都合によるキャンセルは一切認められません。採択後のキャンセルが発生した場合は、JETROが参加準備に要した費用の一部をご負担いただく場合がございます。

- 応募時に登録いただいた内容について、JETROより確認させていただく場合があります。
- 参加はJETROが参加者として適当であると承認することを要件とします。JETROは、参加者が参加資格を有しないことが判明した場合、参加の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、それらを無効とすることができます。この場合、参加者は、参加の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についてもJETROにこれを賠償請求できないものとします。
- JETROが成果把握等のために実施するアンケートや電話・メールによるフォローアップ調査等には必ずご回答願います。なお、ご報告いただいた内容や、本事業から得られた成果内容は、お断りの上、本事業の成果普及の一助とするため、セミナー、WEB サイト、報告書等各種手法により、企業名を含めた事業成果報告およびJETROの広報活動に利用させていただく場合がございます。
- JETROでは、知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。必要に応じて自己の責任及び経費負担の下、事前に保護対策を行ってください。
- 参加者と商談相手のトラブルについては、一切責任を負いません。
- 参加者には、JETROの「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条（下記 URL 参照）で定義する反社会的勢力に該当せず、かつ、それらと 関係を有しないことを確約いただきます。
[（https://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taiokitei.pdf）](https://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taiokitei.pdf)
- 以下の事項に反することが判明した場合、JETROは本プログラムへの参加を無効とします。参加者は、参加の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についてもJETROにこれを賠償請求できないものとします。
 - 過去に国・都道府県・区市町村等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こしていないこと
 - 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でないと判断される業態を営むものではないこと
- 本事業の成果普及及び情報発信のため、参加者を含む写真等を撮影することがあります。これらにご協力いただくとともに、肖像利用の了承をいただきます。
- 本プログラム審査通過時は、JETROは広報媒体にて会社名・会社ロゴ等を掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 本プログラム応募・参加に伴う企業情報やアンケート結果は、本プログラムにおける、審査、広報及びプログラム運営の目的とし、JETROが契約する外部委託先等の事業関係者間で共同利用をさせていただく場合がございます。また、JETROから関連するプログラムのご案内をさせていただく場合がございます。

10. 合意事項

1. （イベントへの誠実な参加）
 - a. JETROと事務局が企画するイベントの工程に基づき、イベントに参加するJETROおよび事務局の指示に従い、誠実にイベントに参加します。
 - b. イベントの内容や日程に関する急な変更等が生じる場合も、事業の実施を阻害することなく、他の同行者、訪問先、及びJETROおよび事務局に対する適正なマナーに配慮のうえ参加します。
2. （JETROおよび事務局からの指示や注意喚起）
 JETROおよび事務局が不相应と判断する振る舞いや行動に対し、指示や注意喚起を行う場合、即座にこれらを改善の上、取りやめます。
3. （秘密の保持）

- a. イベントへの参加に起因又は関連し、書面、電磁的方法、口頭その他、方法の如何を問わず、開示され、又は知りえた他の同行者、訪問先又はジェトロに関する一切の製品、技術、経営及びジェトロ又は開示者が秘密として指定する情報を秘密として保持し、ジェトロ及び他の開示者の事前の承諾なく第三者に開示しません。
 - b. イベント中に得た資料や撮影した写真・動画を許可なくインターネットに開示又はウェブサイトや SNS 上に掲載しません。
4. (禁止行為)
- 以下の各号に記載の行為を他参加者、訪問先およびジェトロおよび事務局に対して行いません。
- a. 脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言など「精神的な攻撃」
 - b. 暴行・障害など「身体的な攻撃」
 - c. 事務局の業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等の「過大な要求」
 - d. 私的なことに過度に立ち入るなど迷惑行為による「個の侵害」
 - e. その他、ジェトロおよび事務局が不相当と判断する行為
5. (違反の場合の措置)
- a. 万が一、本同意書に定める各事項を遵守できない場合、イベントに参加中であるか否かを問わず、ジェトロおよび事務局より参加の取り止めを指示され、又は、以後の各イベントへの参加が認められなくなることがあることを理解のうえ、当該指示等があった場合にはこれに従います。
 - b. 前項の場合、ジェトロは何らの責めを負うものではなく、ジェトロに対し特段の申し立ては行わないことを確認します。

11. よくあるお問い合わせ

Q1. 応募資格に年齢や設立年数の制限はありますか？

A. 設立年数や経営者の年齢に制限はありません。ただし、スタートアップまたは中小企業、起業家であることが条件です。

中小企業の条件：

- 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者の範囲内であって、みなし大企業に該当しないこと。
(注) ※なお、次の(1)～(7)のいずれかに該当する者は、大企業と見なされます (みなし大企業)。
- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ※資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。(以下を除く)
- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- (6) 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人 (中小企業を除く) に直接又は間接に 100%の株式を保有される中小企業者
- (7) 交付申請時において、確定している (申告済みの) 直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える中小企業者

Q2. 北九州市との「関わり」とは具体的にどのようなものですか？

A. 北九州市に本社・支店・研究拠点がある、北九州市の企業と取引関係がある、北九州市が実施するプログラムへの採択歴や参加歴がある、あるいは市内のネットワークに関わりがある場合などが対象になります。

Q3. 使用言語は日本語でも構いませんか？

A. 現地渡航時の使用言語は英語のため、英語での商談ができることが参加要件となっております。

Q4. どのような選考方法ですか？

A. 書類審査を主とし、場合によってはオンライン面談を行い、総合的に判断します。対象分野の適合性や市場展開の意欲などが重視されます。

Q5. 応募後の連絡はいつ頃ありますか？

A. 4月末を目安に、事務局より選考結果をご連絡します。

12. お問い合わせ先

ジェトロ北九州（担当：山道・宮島）

TEL：093-541-6577

Mail：KIT@jetro.go.jp

以上